

〈論文〉

養蚕業＝耕地桑園化と零細耕作農民の動向
～埼玉県榛沢郡高島村正田家史料の分析を中心に～

高梨健司

はじめに

本稿は、近代日本蚕糸業の構造分析の一環として、新興蚕種主産地＝先進養蚕地である埼玉県北部農村＝高島村における耕地利用形態＝桑園化と零細耕作農民の経営行動・結果を主に正田家史料を手掛りとして究明することを目的とする。分析対象期を世界蚕糸市場の再編期にあたる松方デフレ期を挟む前後約10年間とする。

零細耕作農民＝養蚕農民は、明治政府の特権的保護・援助をうけた政商＝財閥資本⁽¹⁾や政府の金融政策に連なって急速な発展を遂げた器械製糸業、特に「器械製糸の中心地帯を構成する⁽²⁾」長野県諏訪郡の大製糸家⁽³⁾とは対照的な存在である。その上、養蚕農民は、海外市場

目次

はじめに	1
1. 高島村の農業構造と耕地利用形態	2
(1) 高島村の農業構造	2
(2) 高島村の階層構成と耕地利用形態	3
2. 正田家の耕地所有構造と小作貧農経営	5
(1) 正田家の土地所有動向	5
(2) 正田家の貸付反別内容	9
(3) 小作貧農経営の動向～正田家小作人よりみた	11
まとめ	14
〈編集後記〉	18

に翻弄され、国内においては政府の経済・財政政策に由来する農村不況や租税負担の過重、及び商業・高利貸資本（後に製糸資本も加わる）による収奪に晒されていたのである。日本蚕糸業発展の法則を明らかにする上で、養蚕農民の農業＝養蚕経営を分析するにあたり、専ら農業経営内部の諸条件を研究主眼に据えるのであれば、農業＝養蚕経営の歴史的位置付けは曖昧となろう。農業経営外部の諸条件、即ち自然的条件のほか国際的、国内的外部条件の把握が必要である⁽⁴⁾。

幕末開港後、海外蚕種市場が拡大から縮小・衰退へ、海外生糸市場の拡大・発展へと続く明治初期～中期にかけての当該新興蚕種主産地＝先進養蚕地の歴史的、地域的特質を明らかにするためには養蚕農家の経営分析は不可欠である。従来の近代日本蚕糸業史研究では、養蚕農民の経営分析は極めて乏しい⁽⁵⁾。上記期間の個別養蚕経営＝正田家の全体的分析は別稿⁽⁶⁾において果すこととし、本稿においては特に農業経営外部の諸条件を重視して、高島村＝養蚕業主の農業構造形成・拡大期における耕地利用形態＝桑園化と担い手の実証分析及び零細耕作農民＝養蚕農民の主に松方デフレ＝農村不況、世界恐慌と各回復過程における対応（＝経営行動）と経営結果（＝所有地変動）について具体的に追究してゆくことにしたい。

如上の分析からは、日本地主制研究における「養蚕型」地帯構造（類型）の存在を畑作養蚕地帯から検討することになろう。

1. 高島村の農業構造と耕地利用形態

(1) 高島村の農業構造

高島村（現・深谷市）は、埼玉県北西部に位置し、利根川中流部（＝沖積地）の沿岸にある自然堤防上の平坦地である。隣接・周辺町村に、西は中瀬村、大塚村、上・下手計村、血洗島村、南は成塚村、新戒村、東及び北は川幅約180～360mの利根川とその支流で川幅約18～36mの小山川を隔てて、沼尻村・石塚村、群馬県二ツ小屋村・前小屋村・前島村・武蔵島村・尾島町などがある。明治22年に町村制施行に伴い高島村と隣村新戒村、成塚村が合併して新会村を構成することになる。『武蔵国郡村誌』によると、明治初年に高島村の戸数は、本籍125戸、寄留4戸、神社（生品社・諏訪社）2戸、仏寺（正伝院・安養院）2戸、総計133戸（人口・男317人、女351人、総計668人）であった。高島村の「幅員」は東西1,630m余・南北1,690m余、「税地」畑72町3反4畝歩、宅地7町5畝歩、総計79町3反9畝歩である。水田を欠く高島村の「地味」は「其色赤黒黄にして桑藍に適す堤外は砂礫相混せり」という状態で、「時々水害に苦しむ」が運輸便利な地勢である。高島村には高島河岸があり、中瀬河岸と共に安永期には上利根筋の武州の河岸場で最も繁栄していた。後述の高島村産出の輸出蚕種は、利根川の舟運を利用して横浜に積み出された。山林を欠くため、薪炭に乏しい。「物産」は大麥120石、小麦

39石、大豆17石8斗、小豆6石3斗、鰻8貫目、鯰15貫目、鯉10貫目、雑魚50貫目、藍葉4千貫目、桑8,880駄、蚕卵紙1万6千枚、繭2百石3斗1升、生糸6貫5百目、生絹20疋、太織20疋などである。「農桑を業とするもの」87戸「縫織養蚕を業とする」婦女子228人であり、耕種農業・蚕糸業戸数が3分の2を含める。高島村蚕種16,000枚の生産は、県内最高水準にある。高島村産出の「物産」を価額＝貨幣換算すると、蚕糸業品目が全産額の9割に達し、この内蚕種・桑葉のみで合わせて8割を占める⁽⁷⁾。明治初年において高島村の農業生産＝経営の中心は、蚕糸業（特に蚕種業）にあった。高島村において蚕種業が盛況を極めた傍証として明治10年1月の蚕室調査を示すと、埼玉県下の蚕種製造組合「利根川組」において同組に属す高島村には蚕室が58棟存在しており、これは「利根川組」並びに埼玉県下最大規模であった⁽⁸⁾。高島村において藍葉は、商品作物として蚕糸業に較べて見劣りがするとはいえ、高島村の藍葉4千貫は、県内における藍作主産地と呼ぶに相応しい産出高である⁽⁹⁾。高島村と同様の耕地形態にあった隣村新戒村では、米（粳米・糯米）のほか村内生産量を上回る大麦・大豆などの穀物その他を村外より買入れており⁽¹⁰⁾高島村においても同様に穀物の村内自給は不可能であったと思われる。農業生産と生活の必需品を購入するために、就中蚕糸業品目を換金作物として栽培・育成する必要があったといえよう。

(2) 高島村の階層構成と耕地利用形態

第1表は、明治5年の高島村の階層別・等級別耕宅地反別を示す。土地所有高の零細性が顕著で、村内農民土地所有高を総戸数で除した一戸当たりの平均土地所有高は僅か約6反歩である。明治5年高島村の戸数133戸のうち、耕宅地8反歩未満の下層・零細農民（106戸）が8割を占め、中位農民（18戸）1割強、上位農民（9戸）1割弱からなる構成であった。高島村は、下層・零細農民が大部分を占めていたが、無所有農民は僅か5戸にすぎない。高島村の農業経営は、零細家族経営を主体とするが、地租改正以前の段階において高島村では地主層の析出には限界があった。高島村最大の耕宅地所有者でも5町2反歩余にとどまる。零細家族経営を補完するために小作地の借り入れや農間諸職、小売業等の農業外収入を必要としたであろう⁽¹¹⁾。正田家は、耕宅地4町2反歩余を所有する上位農民である。明治15年に至り中位農民が増加し、高島村の階層構成は、中位農民が2割を占めるようになる⁽¹²⁾。

明治5年の高島村の等級別畑面積比率は、上畑8.7%、中畑21.2%、下畑66.5%、下々畑3.6%である⁽¹³⁾。高島村の「字地」には本郷、川口、諏訪ノ木、前久保、上中川原、下中川原、向川原がある。利根川に接する河畔地にある村内字地最大面積の上中川原・下中川原（全字地の各約3割）と向川原合せて高島村全字地面積の6割強⁽¹⁴⁾を占めることから、高島村の劣等耕地＝下畑・下々畑は主にこの3字地であったと考えられる。高島村は、利根川沿岸の劣等地＝砂礫質壤土（或は砂質）を中心とした土地生産力の低い畑作の村である。上述字地は穀物生産

第1表 高島村の土地所有（明治5年）

	戸数	上畑	中畑	下畑	下々畑	屋敷	合計
無所有	戸 5	反畝歩 —	反畝歩 —	反畝歩 —	反畝歩 —	反畝歩 —	反畝歩 % —
1反未満	33	—	2.6.04	8.5.02	1.1.09	4.21	12.7.06 (1.6)
1～8反未満	68	10.6.09	42.0.29	166.5.25	8.1.21	3.2.08	230.7.02 (28.7)
8～2町未満	18	18.2.09	45.1.16	148.8.12	10.7.04	16.7.22	239.7.03 (29.8)
2～5町未満	7	14.6.07	50.9.18	123.6.09	6.4.08	21.6.10	217.2.22 (27.0)
5町～	2	25.7.08	22.7.08	43.8.04	1.0.03	9.5.19	102.8.12 (12.8)
合計	133 (32)	69.2.03 (—)	163.5.15 (4.5.00)	491.3.22 (36.1.22)	27.4.15 (1.1.00)	51.6.20 (2.18)	803.2.15(100.0) (42.0.10)

(注) (1) 高島村総戸数は、本籍戸数 125戸、寄留4戸、神社2戸、仏寺2戸の合計である（同数値は『武蔵国郡村誌』による）。

(2) 合計欄の数値は、高島村農民の戸数と所有土地反別である。

(3) 最下合計欄の（ ）の数値は、高島村内に土地を所有する村外農民の戸数及び面積である。

(資料) 『明治五壬申年八月 反別位限小前帳』高島村より作成。

には適さない劣等地ではあるが、上中川原・下中川原・向川原を河原桑園として蚕種製造用に利用することで、嚙蛆被害の少ない歩桑桑園として使用価値を高める「優良地」に転生する⁽⁴⁵⁾。村内耕地の大部分を占める下畑・下々畑の有効利用が蚕種製造と結び付くことにより、県内有数の蚕種主産地として発展の途を開くことになったのである⁽⁴⁶⁾。正田家が、明治6年に横浜の蚕種売込商・川喜田定兵衛より借り入れた借入金百円の抵当にあてていた土地は、高島村の字（上）中川原の桑畑であった。明治18年迅速測図（参謀本部陸軍部測量局作製）では、高島村堤外地は一面桑畑である。

高島村の上畑は、村内最上層農2戸で37.2%を占めており、最上層農民への上畑集中度が高い。最上層農民を含む耕宅地2町以上所有の上層農9戸で、上畑の過半である58.3%を占めていた。但し、耕宅地所有2～5町未満の上層農民7戸のうち、2戸は上畑所有を欠如する。従って、高島村総戸数の5%にすぎない7戸で、上畑の過半を所有していたことになる。しかも、上畑所有者の中で最上層農民2戸と上層農民1戸が各1町歩以上の上畑を所有しており、就中この上層農3戸（梅沢房次郎・笹井万太郎・梅沢茂七）に上畑の集中化がみられる。中位農民では上畑所有は半数にすぎず、下層農民は68戸中10戸が上畑を所有するだけである。1反未満の零細農に至っては上畑所有は皆無であるばかりでなく、中畑所有においても33戸中僅か5戸にすぎない。中畑の所有は、上畑同様上位階層ほど所有割合が高く、下層農民68戸中約半数の36戸、中位農民では18戸中14戸、つまり4分の3以上が中畑を所有していたのである。上層農9戸は、すべて中畑の所有者である。蚕種・養蚕業と共に藍業の盛んな高島村においては、上

畑・中畑所有割合の高い上・中位農民と下層農民の一部（或いは零細農の極一部）が粘質土壌（又は砂質壤土混合）の上畑・中畑にて藍作を行っていたのであろう。

高島村の等級別畑面積構成と略一致するのが、中位農民である。中位農民を境に上位の階層ほど上畑の場合とは逆に、下畑・下々畑所有割合が低く、また下位の階層ほど下畑・下々畑所有割合が高い。最上層農は、下畑・下々畑の所有割合が5割以下であるのに対し、零細農は8割を占める。等級別耕地所有は、村落階層と略一致するといえよう。即ち、上位の階層ほど土地等級の高い耕地片を数多く所有し、より良い耕作条件を備えていたことになる。藍業以上に、高島村の蚕種・養蚕業従事者は、多くの下畑・下々畑を所有する下層・零細農民を広く内包していたと推定できる。

高島村に土地を所有する村外農民は、明治5年に高島村周辺の新戒村（9戸）、中瀬村（6戸）、成塚村（4戸）、沼尻村（2戸）、血洗島村（1戸）、大塚村（1戸）及び群馬県域の二ッ小屋村（6戸）、武蔵島村（1戸）、前島村（1戸）、徳川郷（1戸）、尾島町（1戸）合せて11町村・32戸である。村外農民所有の耕宅地は、合せて4町2反歩余になる。高島村耕宅地面積の5%に相当する。村外者の所有耕地には上畑は無く、大部分は下畑で全体の86%を占めていた。村外の中畑所有者は、僅か2戸、面積にして4反5畝歩である。最大の村外所有者（2名一荒木常四郎、荒木重平）でも5反歩前後にとどまり、いずれも新戒村の有力製種家・上層農である。村外農民の高島村における土地所有は、主に桑園利用にあったと推測してよいであろう。明治15年には村外所有農民は、17町村・41戸に増加し、耕宅地11町5反歩余（地価金3,248円余）を高島村に所有する。明治5年と較べ町村数、戸数、所有面積いずれも増大する。村外農民は、明治初年の高島村周辺地域から深谷・熊谷・妻沼周辺地域及び群馬県境町周辺地域へと拡大する。最大の村外所有者（2戸一 中瀬村・齊藤安雄、西野村・宮本楽只）は、高島村に各1町歩余を所有し、明治5年当時と較べてその面積は倍増する。就中新たに深谷町（2戸）、熊谷町（1戸）、島村（6戸）各町村民の進出が目立つ。深谷・熊谷は、宿場町・市場町として古くから繁栄し、島村（現・群馬県境町）は「蚕種本場」として蚕種生産の盛んなところである。製種・養蚕業を中心とする商品生産の発展と商業・高利貸資本の活況を窺わせる。

2. 正田家の耕地所有構造と小作貧農経営

(1) 正田家の土地所有動向

正田家は、近世期に代々高島村の名主を勤めた名家で、幕末～明治・大正・昭和期にかけて善蔵・熊次郎・国太郎・吉雄氏を各当主とする。国太郎氏は、新会村農会副会長、有限責任新会信用購買販売組合理事などを歴任し、大正3年1月5日新会村農会より功勞表彰を受ける。

また篤農家の国太郎氏は、各地で開催された共進会・品評会に積極的に出品し、度々受賞の名誉に浴している。吉雄氏は、新会村収入役、新会村議会議員・議長、豊里村議会議員などを歴任する。

第2表は、正田家の土地所有高を地目別に明治5～27年まで示したものである。正田家は、明治初年の当主善蔵氏の代には耕宅地4町歩余の所有規模であった。正田家は、高島村において上位から第3、4位の土地所有者・村内上層農民である。明治5年に正田家の等級別耕地(畑)は、上畑1反8歩、中畑9反7畝1歩、下畑2町5反5畝21歩、下々畑1反2畝21歩であり、耕地の3分の2が下畑、さらに4分の1を中畑で占めていた。正田家の耕作地は畑地のみで、下畑を中心にしてこれに中畑を加えると9割を越える。第3表に示すように、正田家の耕地片は、高島村全字地に分散している。高島村の耕地等級は、上畑が1等級、中畑が2～5等級、下畑・下々畑が6等級以下と推定されることから、明治27年に正田家の上畑は字本郷・川口に、中畑は字本郷・川口・前久保・上中川原・下中川原に、下畑は字下中川原・上中川原・諏訪ノ木・本郷に、下々畑は字下中川原・向川原(畑荒地)に散在する⁽⁷⁾。下畑の大部分は、字下中川原・上中川原両字地に集中する。高島村は、全耕地の約3分の2を下畑が占めており、高島村等級別耕地構成が略其のまま正田家所有耕地に反映している。

明治5年から同15年までの10年間に正田家の耕宅地は、8反歩余の増加を示す。正田家の土地取得について明らかにできる部分は限られる。まず土地買収に関しては、明治9年に畑1反2歩(堤外地―「石川原」)を村内下層農・木村某より8円にて買入れていることがわか

第2表 正田家の土地所有高(明治5～27年)

	畑	宅地	合計	備考
	反 畝 歩	反 畝 歩	反 畝 歩	
明治5年	37.5.21	4.5.00	42.0.21	
7			41.1.11	
15			50.2.26	
19	50.6.23	2.5.09	53.2.02	
21	52.8.29	3.1.29	56.0.28	
27	44.6.18	3.1.29	47.8.17	熊次郎、国太郎分合算 外に、雑種地3反8畝21歩 荒地3反1畝24歩

- (注) (1) 雑種地は原野、池沼である。
 (2) 明治27年以外の雑種地、荒地は不明である。
 (3) 空白は不明を意味する。

(資料) 『明治5年 反別位限小前帳』高島村、『明治7年 租税割付帳』高島村役場、『明治15年 第1期第2期地租金取立簿』高島村戸長役場、『明治17年改定高島村地所持高一人別合計帳』中瀬村連合戸長役場、『所有土地名寄帳』(正田国太郎家文書)より作成。

る⁽¹⁸⁾。その他に正田家では、明治4年に村内の中農・古郡某に中畑1反4畝27歩を質入地として50両の貸付けを行うほか、明治7年には戸森村の高田某に2筆・田2反2畝6歩を引当に30円の融資を行うなど経営資金・生活資金等として土地抵当金融を村内及び近辺村民に行っていることから、その一

部が質流れ地として取得していることが考え

られる。正田家の貸付金は、蚕種輸出最盛期の明治6年前後を境に減少する。明治5～7年に200円台であった正田家貸付金は、その後同10年までに100円台、明治10年代前半には数拾円台に減少する。

正田家の農業経営の軸たる蚕種・製藍市場の構造変化と軌を一にする。また明治9年末に原野を畑地に変換するために、「芝掘雇」として村内の雇人受宿

(高橋佐吉)から雇人の供給を受け、20銭を支出する⁽¹⁹⁾。正田家は、土地抵当金融を行

う一方で、上層農相互間の資金融通を受ける。明治13年末に2筆・畑

1反3畝2歩(堤外地—「石川原」)を質代金40円にて、新戒村の上層農・石川某に3年

第3表 正田家の等級別耕地片(明治27年)

字名	耕地	等級	筆数	反別	地価	地租
本郷	畑	1等	1筆	1.2.19	41.55.5	1.3.9
	"	3等	3筆	6.6.25	204.50.0	5.11.2
	"	5等	3筆	3.7.22	106.81.0	2.67.1
	"	6等	2筆	7.15	20.37.9	50.9
	計		9筆	12.4.21	373.24.4	9.33.1
川口	畑	1等	1筆	5.24	19.07.9	47.7
	"	5等	1筆	8.27	25.19.9	63.0
	計		2筆	1.4.21	44.27.8	1.10.7
前久保	畑	5等	1筆	1.3.24	39.06.1	97.7
諏訪ノ木	畑	7等	2筆	1.1.20	30.35.5	75.9
上中川原	畑	5等	1筆	4.0.12	114.35.2	2.85.9
	"	6等	11筆	9.3.28	255.12.6	6.37.8
	"	7等	4筆	1.3.14	35.01.2	87.5
	計		16筆	14.7.24	404.49.0	10.11.2
下中川原	畑	5等	1筆	6.00	16.98.3	42.5
	"	6等	7筆	3.7.10	101.37.8	2.53.4
	"	7等	7筆	4.8.20	126.56.2	3.16.4
	"	15等	1筆	4.03	6.90.0	17.3
	"	23等	6筆	4.4.11	34.05.4	85.2
	計		22筆	14.0.14	285.87.7	7.14.8
向川原	畑荒地		5筆	2.8.13	—	—
合計	畑		52筆	45.3.04	1,177.30.5	29.43.4
	畑荒地		5筆	2.8.13	—	—

(注) (1) 上記畑以外に、宅地4筆・3反3歩、原野9筆・3反14歩、池沼1筆・8畝7歩、荒地3畝11歩がある。

(2) 第2表の明治27年畑反別(合計値)と若干相違するが、集計値を計上した。

(資料) 『所有土地名寄帳』(正田国太郎家文書)より作成。

季の質入れをしている。

正田家の所有地増加は、松方デフレ期を境にして大きく変化する。明治15～19年に、即ち松方デフレ期を通じて正田家の所有地は、3反歩弱増加する。この増加内容は、明治17、18年に畑2畝24歩（地価7円28銭3厘）を村内下層農・久保田某に売渡したことと荒地起返による畑3反13歩（地価44円49銭3厘）の増加の結果である⁽²⁰⁾。この差引増加分は、第2表中の松方デフレから不況回復直後にかけての増加＝3反歩弱と略一致する。従って正田家の耕地増加は、明治10年代前半頃までの耕地買取り、土地抵当金融に基づく耕地＝質流れ地取得⁽²¹⁾と松方デフレ期の荒地起返などによる耕地増加＝1部に宅地等から畑への地目変換を伴いつつであったといえよう。松方デフレ期の荒地起返は、正田家のみに限られるものではない。高島村全村民の4割に当たる50人（外に高島村に土地を有する村外民の5人と共に）は、松方デフレの影響が最も深刻化した明治17、18年に合せて5町歩弱の荒地起返を行っており、農村不況による打撃を荒地起返による経営面積＝耕地拡大によって軽減しようとはかったのであろう。荒地起返が立地上、利根川・小山川沿いの土地＝劣等地であると考えられるところから、農業経営上の主たる目的は、農地拡充、具体的にはその使用目的に適う桑畑化＝養蚕業の拡大に求められよう。

さらに正田家は、明治19年より企業勃興期真只中の明治21年までに耕宅地2反8畝歩余の増加をみる。この増加耕地の中には当主熊次郎氏子息・国太郎氏の所有地1反5畝歩余（地価43円8銭5厘）を含んでおり、このうち4畝7歩（地価11円1厘）は、松方デフレ期に村内下層農・倉上某から買入れたものである⁽²²⁾。これ以外については荒地起返、買収、地目変換等何れとも明らかではない。史料上判明する限りにおいて、荒地起返を中心に松方デフレ期以降企業勃興期にかけて増加した正田家の耕地＝この点に関する限り実質的な土地所有の拡大を意味しない＝は、明治20年代中頃にかけて減少する。この減少原因は、直接的には松方デフレ期以降に村内外3名から借り受けた借入金返済のために明治24年10月に7筆・畑8反7畝10歩（＝売却価格560円）を村内外5名＝村内は中・下層農3名＝に売渡したことによる⁽²³⁾。明治20年代中頃の正田家耕地所有高減少は、松方デフレ期に生じた負債の清算によるものである。このことは、松方デフレ期の農村不況が、正田家の如き村内上層農（＝生産者農民）においても農業経営を圧迫していたことを物語る。明治27年の正田家等級別耕宅地所有高を明治5年のそれと比較すると、土地は約6反歩増加する中で、上・中畑と下々畑の増加、下畑と宅地の減少が生じていた。特に中畑の増加と下畑の減少が目立つ。下畑の減少は前述の畑8反6畝歩余の売却、下々畑の増加は荒地起返にそれぞれ係わるであろう。宅地の減少が地目変換と考えると、上・中畑の増加（増加の大部分は中畑）は、主に質流れ地や買収に依っていたと判断するほかはないであろう。広大な耕地売却を余儀なくされた正田家の経営資力を考慮するならば、耕地増加は多分に前者に依ることが多いと推測するが、売却耕地に略匹敵する中畑の増加

は、正田家の耕作条件を高めることになる。

(2) 正田家の貸付反別内容

次に第4表は、正田家の小作地として貸付ける貸付地動向を示す。貸付地には畑地のほかに宅地、芝地を含むが、殆ど大部分は耕地（畑地）である。芝地の貸付けは、明治25年のみである。貸付地は村外に無く、すべて村内に限られる。正田家の貸付反別は、明治16年に1町2反歩余、19年に1町3反歩余で、小作人は兩年共13人である。小作人1人平均貸付反別は1反歩前後（最大1反6畝歩余、最少4畝歩余）で、その後も変りがない。貸付反別はその後若干増加し、明治20年代前半まで1町5～8反歩余（最大2反4畝歩余、最少1畝歩）で推移する。小作人は、14～16人に微増する。

第2表と第4表から、正田家の耕地所有面積に占める貸付耕地の割合（小作地率）の推移をみることにしよう。正田家のこの小作地率は、明治16年に23.9%、同19年24.6%を占めていた。いずれも埼玉県の小作地率—明治16年42.9%、同20年34.9%—を遙かに下回る。正田家の所有耕地の4分の3が手作地であり、正田家の生産者的側面の強さを示す。さらに明治27年の正田家耕地所有面積を使って、明治25年の畑貸付地割合を算出すると30.0%を占め、小作地率は若干増加するものの明治10年代後半と大差はない。正田家の貸付面積は、明治10年代後半から明治20年代前半にかけて1町歩台を維持し、手作経営を中心とした農業経営を行っていたといえる。畑等級が確認できる明治20年代中頃についてみると、正田家は上・中畑の大半を手作地に使用し、下畑の半分近くを小作に出していた。小作地では下畑・下々畑が8割以上を占める。正田家では主に、土地生産力の高い耕地を利用して手作の穀作・藍作を行い、土地生産力の低い耕地を桑園に当てていたと思われる。

明治16、19両年に正田家小作帳に「桑畑」と明記された貸付地が、各年2反歩余みられる⁽²⁴⁾。正田家の契約小作料形態（貨幣納＝金納小作地、「桑畑」、現物納小作地の3形態）からみて、貨幣納＝金納小作地のうち、この正田家＝地主の桑畑仕立ての小作地＝「桑畑」の貸付け、換言すれば小作人自身に桑樹の植付けをさせず、地主仕立ての桑園によってのみ桑樹栽培を小作人に許す小作地が明治16年に4筆・2反6畝10歩（小作人4人）あり、正田家貸付地全体の21.9%を占める。その他の金納小作地が6反3畝6歩、同じく貸付地全体の52.6%、合せて74.5%となる。正田家貸付地の大部分が金納形態の小作料で、面積にして4分の3に達する。現物納（大麦・大豆）の小作地は3反20歩、正田家貸付地の25.5%を占めるにとどまる。明治19年に「桑畑」小作地は3筆・2反3畝24歩（小作人3人）に減少するが、金納小作地全体では正田家の貸付地の過半にあたる55.7%を占める。明治16年の「桑畑」＝地主仕立ての桑園小作地の契約小作料は、桑畑荒地のため1反歩当り4円58銭余と安価な1筆（1反27歩＝契約小作料5円）を除くと、残る3筆は、1反当り最高（—「上等」桑畑）「8円70銭割」～

第4表 正田家の貸付地（明治16～25年）

	小作人 人数	貸付地面積 反畝歩	小作料形態別内訳		
			貨幣納（桑畑）		現物納
			反畝歩	反畝歩	反畝歩
明治16年	13	12.0.06	8.9.16	(2.6.10)	3.0.20
19	13	13.0.23	7.2.25	(2.3.24)	5.7.28
23	14	15.7.27	9.9.27		5.8.00
24	16	18.2.27	9.9.21		8.3.06
25	16	15.3.03	11.4.11		3.8.22

(注) (1) 貸付地は、畑のほか宅地・芝地を一部含む。

(2) 「桑畑」反別は、貨幣納反別の内数。

(3) 「桑畑」反別は、明治23年以降不明。

(4) 小作契約の締結日は、明治16年が7月、明治19年以降は各年1月である。

(資料) 『明治16季 小作簿 第7月吉日』、『明治19年 畑方小作帳 戌第1月吉日』、『庚明治23年 畑方小作帳 寅第1月吉日』、『辛明治24年 畑方小作帳 卯第1月吉日』、『壬明治25年 畑方小作帳 辰第1月吉日』(正田家文書)より作成。

「6円50銭割」にあり、平均(実質)7円38銭余である。上記桑畑4筆と同じ堤外の劣等地にある金納小作地2筆は、1反歩当り契約小作料5～6円85銭余、平均6円で仕立済の「桑畑」小作料を下回る。正田家の物納小作地の字地は、明治16～25年に本郷・前久保・川口と上中川原の一部に、金納小作地は字下・上中川原、向河原、諏訪ノ木(堤外)にそれぞれあった。物納小作地は殆ど大部分が堤内の優良地(畑等級5等以上)にあり、上記「桑畑」同様金納小作地は、堤外の河原＝劣等地に位置する⁽²⁶⁾。明治23年の調査によれば、高島に限らず新戒・成塚の河原にある耕地は大部分が桑畑であった⁽²⁶⁾ことから、金納小作地の殆どが桑園(桑畑間作を含む)であったと考えてよいであろう。従って桑園小作地には、地主仕立ての桑園の他に小作人仕立ての桑園という2通りの形態が存在していたといえよう⁽²⁷⁾。金納小作地＝桑畑の関係は、各年度『畑方小作帳』(正田家文書)と『所有土地名寄帳』(正田家文書)から確認できる。正田家貸付地の中で地番の明らかな各耕地片＝金納小作地は、やや時期は下るが大正4年にそれらのすべてが、桑畑若しくは一部「川原」、「半川原」であった⁽²⁸⁾。明治16年に隣村新戒村では養蚕戸数は総戸数の78%を占めており⁽²⁹⁾、殆どの農家が養蚕業を営んでいた。前述の如く、新戒村以上に養蚕業が盛んであったと思われる高島村において、小作貧農層を含む全村規模で養蚕経営を行っていたと考えられることから、下畑・下々畑の桑園化が相当進んでいたと看做すことができよう。この時期の桑畑小作地に関する統計資料は残されていないので明らかではないが、昭和4年段階の桑畑小作地について「農業調査結果報告」(内閣統計局)によってみると、畑小作地に占める桑畑小作地比率は、高島村の属する大里郡では過半の52.3

%を占め、全国（20.5%）、埼玉県（35.8%）を大きく上回る⁽³⁰⁾。埼玉県北西部の畑作地帯（児玉郡は同比率が59.1%）において小作貧農層の桑園経営・養蚕業依存度の高さを示す。発生史的にみるならば、小作桑園のうち小作人仕立ての桑園の方が古い。地主仕立ての小作桑園の出現は新しく、養蚕業の発展と共に地主・小作人間で予め小作年限を定め、例えば植付け後3年目頃より5、6年間或いは10年内外とし、小作料は「年金」即ち貨幣納＝金納とする方法が生まれた。それ以前は、小作人仕立ての桑園、即ち小作人＝養蚕者が桑園小作を行うときは、大体麦作の例に依り、年限を期して契約するものは少なかったという⁽³¹⁾。金納・現物納両小作地借入人＝小作人は、正田家において各年1名乃至2名である。小作人の養蚕経営は直接に、地主＝正田家の普通畑小作地経営の補完物には殆どなっていないといえよう。明治30年代においても同様である。

（3）小作貧農経営の動向～正田家小作人よりみた

松方デフレ期において小作人の変動は稍激しいが、企業勃興期以降の金納小作人は、物納小作人よりも小作期間が長い傾向にある。畑小作地の桑園化と係りがあろう。明治19年に新たに正田家小作人となる6名（但し、小作帳を欠くため明治17、18年からの継続か否かは不明）のうち、物納小作人2名はその年のみの小作契約で、他の金納小作人4名は継続小作する。この4名のうち、2名の金納小作地は大正4年に桑畑であり、他の2名の金納小作地は「川原」と不明である。明治23年においても同様に新たな小作人6名のうち、物納・金納小作人（各3名）共1年間のみの小作契約である小作人はいないが、金納小作人2名は明治37年まで（或いはそれ以降も）小作継続する。残る金納小作人1名も明治25年以降も継続する。明治24年には新たな小作人6名（物納3名、金納3名）のうち、物納小作人2名はその年のみで、翌年には小作契約を解消するが、金納小作人3名はいずれも翌年も（恐らくはそれ以降も）小作継続を行う。この金納小作人3名のうち、2名の小作地は大正4年に桑畑である。残る1名の小作地については不明である。

正田家の貸付地は、明治19年、24年において現物納の小作地（一普通畑）が増加する。この2ケ年は、前年までの松方デフレ及び前年の明治23年世界恐慌と深く関連する。まず、明治16年から19年に金納（一桑畑）小作地が減少し、普通畑（一現物納）小作地が増加する。普通畑小作地は、明治16年のそれに較べ、面積にして1.9倍の増大である。小作契約を結ぶ明治19年1月には松方デフレの影響覚めやらず、零細耕作農民は普通畑小作地を増加することによって、自給農産物の栽培・収穫を図ろうとしたのであろう。松方デフレの深刻化と共に小作貧農経営は、商品作物の価格下落から「現物経済」志向を深める。しかし、景気回復基調～上向的発展に入る明治19年の後半期に、同年初頭のの小作人10人から新たに小作人3名、貸付地も畑3反3畝17歩（同年正田家全貸付地の26%）の増加・拡大をみる。この増加した貸付地のうち、

3分の2が金納（一桑畑）小作地である。埼玉県の桑園面積の動向をみると、明治19年末には対前年比22%増（桑園面積2,600町歩余の増加）となる。なお同年には正田家は、翌20年からの金納（一桑畑）小作地1反1畝8歩の小作契約の予約申込みを受けている。金納（一桑畑）小作地の増加は、松方デフレ＝農村不況の回復、即ち企業勃興期における生糸輸出の増大と製糸家の製糸量＝購繭量増加に対応するものである。後者に関していえば、埼玉県を繭購入市場とする群馬県前橋の改良座繰結社・天原社は、明治18年に新たに高島村に繭仕入拠点を設け、3,507円の繭を購入する。翌19年には前年比1.6倍（5,625円）の繭を買入れる⁽³²⁾。長野県諏訪郡等の製糸家も埼玉県への購繭進出を開始する。欧米諸国特にアメリカへの生糸輸出の急増が松方デフレからの景気回復の直接的契機となったが、明治23年1月の株式恐慌に始まる企業の倒産・解散に続く、同年の世界恐慌は、この年の下半期に生糸輸出に大きな影響を及ぼした。明治23年の日本生糸の輸出量は、前年比半減するほど下落する。生糸輸出の不振は、養蚕地帯の零細耕作農民に打撃を与え、普通畑（一現物納）小作地の借入れによる経営面積の拡大によって切り抜けようとする事態が生じる。翌年に入るも横浜の「繰越在荷は三万七千二百余個ノ多額ヲ有シタリ⁽³³⁾」という状態で、生糸輸出は回復しないまま明治24年1月に正田家と小作契約を結び、自給農作物の生産を目的とする普通畑小作地の借入れを増やすことになった⁽³⁴⁾。明治24年初頭の小作契約の段階で、正田家において金納（一桑畑）小作地は前年と殆ど変りはないが、普通畑（一現物納）小作地は、新規の小作人3人・畑2反9畝14歩の借入れと旧来の小作人1人の畑9畝16歩の借入れ拡大をみる。合せて普通畑（一現物納）小作地3反9畝歩（正田家全貸付地の21%）の小作地拡充となった。この小作地の中には畑1等級の上畑（字川口）を含む。上畑小作地は、この年が初見である。その後の景気回復を受けて、明治24年の日本生糸の輸出量は、前々年にも増して膨張するようになる。生糸輸出の回復は、養蚕地帯に敏感に反映し、零細耕作農民は新規に金納（一桑畑）小作地を借入れる一方で、普通畑（一現物納）小作地を返還する。即ち、正田家において明治25年には金納（一桑畑）小作地は前年比1反4畝20歩—1部芝地を含む—増加するが、普通畑（一現物納）小作地は逆に4反4畝14歩減少する。後者は前年に較べて半減し、明治16年水準に戻る。斯くして、国内外の景気変動に敏感に反応する養蚕地帯の零細耕作農民の姿を小作帳を介して垣間見ることができる。

第5表に示す如く、正田家小作人28人（高島村所在者のみ）のうち、松方デフレ期を経過してその耕宅地を増加した者は5名にすぎず、逆に減少した者は12名にのぼる。残る11名は現状維持であるが、その大部分を占める9名は、松方デフレ前後を通じて無所有者である。松方デフレ期以前に耕宅地所有8～9反歩台の中位農民3名いたが、松方デフレ期以後は、正田家小作人の中に中位農民は存在せず、すべて最高で5反歩余所有の下層・零細農民ばかりである。無所有者若しくは1反歩未満所有の零細農民は、殆ど正田家から所有耕宅地を上回る小作地を借

第5表 正田家小作人の耕宅地所有面積の変化（明治15～21年）

明治21年正田家小作人の所有耕宅地面積

明治15年 正田家小作人の所有 耕宅地面積	反	0	0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	7~8	8~9	9~10	計
	反												
0	9				1		1	1					12
0~1	1	1				1	1						4
1~2		2											2
2~3				1									1
3~4		1	1			1							3
4~5													0
5~6		1			1								2
6~7						1							1
7~8													0
8~9	1						1						2
9~10								1					1
計	11	5	2	2	3	3	2	0	0	0	0	0	28

(注) (1) 正田家小作人は、高島村民のみ。

(資料) 『明治15年 第1期第2期地租金取立簿』高島村戸長役場, 『明治17年改定 高島村地所持高一人別合計帳』中瀬村連合戸長役場より作成。

り入れることになる。従って松方デフレ期以後、正田家より小作地を借り入れたにせよ、小作人の所有地と合せてもその経営面積は、殆どすべて8反歩を大きく下回る零細農業経営の水準にとどまるのである。小作貧農層は、さらに他の地主より小作地を借り入れたり、農間諸職、小売業等の農業外収入が以前にも増して必要となろう。

如上は、零細耕作農民にとって松方デフレによる打撃の大きさを示すと共に、小作貧農層の農業経営維持のために生じた、松方デフレ以後の正田家の小作人数、貸付地面積の漸増を裏付けるものである。

まとめ

幕末開港後、海外に開けた蚕種市場に向けて、高島村の農業経営は、蚕種製造を主体とする生産構造に転換する。明治初年に高島村は、県内最高水準の蚕種16,000枚を産出する。明治10年1月の蚕室調査によれば、高島村には県内有数の蚕種生産地に相応しく県内最多の蚕室58棟が存在していた。利根川中流域の沿岸にある高島村では、地理的・地形的条件から主穀生産は不足しがちであった。海外蚕種市場の拡大を背景に、高島村面積の6割強を占める河畔地を河

原桑園として蚕種製造用に利用することで、穀物生産に適さない劣等地を「優良耕地」に転生することができたのである。

明治初年の高島村の階層構成は、下層・零細農民が大多数の8割を占め、上位農民は1割弱にすぎなかったが、優良耕地は上位階層ほど所有割合が高く、より良い耕作条件を備えていた。下位農民の劣等耕地の所有割合は高く、養蚕業＝桑園化を促す要因の1つを形成する。

村内上位農民＝正田家の所有耕地は、高島村全字地に分散し、高島村の耕地構成同様3分の2以上が下畑・下々畑であった。この劣等耕地は、河畔地の字上中川原・下中川原・向川原に集中する。正田家の農業経営は、松方デフレ期を境にそれまでは藍玉と蚕種製造を主体とするが、松方デフレ以降農産物加工業を喪失し、繭と藍葉生産を中心とする原料農産物供給者化の途をたどる⁽⁵⁵⁾。農業経営の動向を反映して、明治5年から同15年までの間に正田家の耕地は8反歩余の増加をみるが、松方デフレ期を境に大きく変化する。松方デフレ期に畑2畝24歩を売り渡すほか、荒地起返によって正田家の所有地は3反歩弱増加するのみである。正田家同様、高島村全戸数の4割が、この期間に荒地起返、即ち経営面積＝耕地拡大によって農村不況による打撃を軽減しようとはかったのである。然るに正田家は、松方デフレ期以降に生じた負債を清算するために1890年代初頭に畑9反歩弱を手離すことになる。松方デフレ期の農村不況は、生産者農民に大きな打撃を与え、経営面積の縮小を余儀なくさせたのである。正田家小作人の所有地も松方デフレによって大きく後退し、松方デフレ以後正田家の小作人数、貸付地面積の漸増となって現われる。

正田家は、明治10年代後半から20年代前半にかけて所有耕地の4分の3程を手作地とし、残る耕地、即ち面積にして1町歩台を15名前後の小作人に貸付けていた。上・中畑の大半と下畑のおよそ半分を手作地に使用し、小作地は下畑・下々畑が8割以上を占める。正田家は、主に優良耕地を利用して穀作・藍作を、劣等耕地を使用して桑作を行っていたと思われる。正田家貸付地の大半を占める劣等耕地は、地理的・地形的条件に加えて、養蚕業を主体とする高島村農業構造及び小作料形態などから、主に桑園（桑畑間作を含む）に利用していたであろう。正田家貸付地の中で、桑園利用地は、地主仕立ての桑園と小作人仕立ての桑園とに分かれ、明治16年に前者は正田家貸付地全体の2割強を占めるにすぎず、後者が5割強を占めていたと推測する。

現物納（大麦・大豆）小作地は殆ど大部分が堤内の優良耕地にあり、この現物納小作地と金納小作地両方を借り入れる小作人は、各年1年乃至2年にすぎない。物納小作地か金納小作地いずれかを借り入れることが多く、小作農民経営の畑作経営と養蚕経営が不可分に結合して地主の高率小作料搾取を可能にするという関係にはなっていないといえよう。

農業経営外部の諸条件、即ち国際的・国内的外部条件に規定されて、金納小作地と物納小作地が変動する。深刻さを増す松方デフレ期と明治23年世界恐慌において、金納（一桑畑）小

作地の減少と物納（一普通畑）小作地の増加が生じ、「現物経済」志向が強まる。正田家においては養蚕規模を縮小し、蚕飼料＝桑葉外部供給を拡大する。景気・糸況回復過程に入ると、小作人の借入地、特に金納（一桑畑）小作地が増加し、養蚕業＝経営面積の拡大をはかるようになる。正田家においても同様に養蚕規模を増大し、蚕飼料＝桑葉外部供給が減少する。

正田家史料・小作帳を通して、国内外の景気変動に敏感に反応する養蚕地帯の零細耕作農民の姿を瞥見することができる。

註

- (1) 財商＝財閥資本に関しては、研究水準を飛躍的に引き上げた加藤幸三郎「政商資本の形成」（楳西光速編『日本経済史大系』5〈近代上〉、東京大学出版会、1965年、所収）、同「財閥資本」（大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』上、東京大学出版会、1975年、所収）を参照されたい。
- (2) 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店、1934年、36頁。
- (3) 山口和雄編著『日本産業金融史研究』〈製糸金融篇〉、東京大学出版会、1966年、石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、1972年、参照。
- (4) 農業経営内部と外部の諸条件を相互関連させて、近畿北部（＝京都府）の養蚕地帯の分析を行った研究に、荒木幹雄『日本蚕糸業発達とその基盤』ミネルヴァ書房、1996年がある。
- (5) 江波戸 昭『蚕糸業地域の経済地理学的研究』古今書院、1969年、平野 綏『近代養蚕業の発展と組合製糸』東京大学出版会、1990年、上山和雄「養蚕主業村と大規模養蚕農家の動向」（塚本 学先生退官記念論文集『近世・近代の信濃社会』龍鳳書房、1995年、所収）、荒木幹雄『日本蚕糸業発達との基盤』ミネルヴァ書房、1996年などがある。
- (6) 拙稿「蚕糸業経営の史的分析」（『社会科学年報』第32号、1998年3月、所載予定）。
- (7) 拙稿「明治前期における蚕糸業の生産構造と流通機構」（『社会科学年報』第31号、1997年）179頁。
- (8) 『埼玉県史料叢書1』埼玉県史料1、埼玉県、1994年、187～189頁・「蚕室表」参照。
- (9) 埼玉県立民俗文化センター編『青篇』埼玉県民俗工芸調査報告書第2集、1984年、9～11頁・第1表参照。
- (10) 拙稿「商品生産の発展と経済構造の再編」（『埼玉地方史』第36号、1996年）31頁。
- (11) 高島村周辺の営業者の存在形態については、1880年代の内ヶ島村連合を事例に分析した拙稿「松方デフレ－企業勃興期における営業者の動向」（『専修大学社会科学研究所月報』394号、1996年）を参照されたい。
- (12) 前掲拙稿「明治前期における蚕糸業の生産構造と流通機構」188頁。以下特に断らない限り同稿による。
- (13) 上畑と下々畑の小計面積と集計面積は若干異なる。第1表では、集計面積を用いた。
- (14) 高島村の各字地の面積（メートル法換算）は、大略本郷173,000㎡、川口131,000㎡、諏訪ノ木92,000㎡、前久保100,000㎡、上中川原396,000㎡、下中川原423,000㎡、向川原97,000㎡である（「武蔵国榛沢郡村誌巻之三」『武蔵国郡村誌』2頁より算出）。
- (15) 渡辺勘次『養蚕学』アヅミ書房、1948年、43・47頁参照。
- (16) 埼玉県の明治初年における桑畑反当り収葉量に関する調査・統計資料は著しく制約されており、僅か

に存在する「明治六年武蔵国埼玉・足立・葛飾郡田畑作徳1ヶ年凡平均比較表 埼玉県」（関根久蔵編『埼玉県蚕糸業史』埼玉県蚕糸業協会、1960年、114～116頁）から抽出すると、「桑畑老反歩」からは「刈桑式拾駄」を産出すると記されている。また『日本帝国統計年鑑』においては、明治14年の埼玉県の桑畑反別は9,982町7反歩、桑葉収穫高11,059,490貫、桑畑反当り桑葉収穫高は、僅かに110貫余＝3駄（1駄＝桑葉36貫換算、以下同）である。同統計が、県内の養蚕後進地を含むため僅少の数値—この数値の信憑性や摘桑量・新梢量・刈桑量の別等の問題については一先ず度外視する—となって表われているのであろう。明治21年3月『蚕桑業損益調査表』（農商務省）では、県内13郡の中で北埼玉郡の桑園桑葉反収125束（＝21駄弱）を最多としている（同上、121頁）。『大里郡蚕糸業調査書』によると、明治末期の大里郡では桑畑1反歩の収葉量は、最大収葉桑園で300貫（＝8駄余）、普通桑園180貫（＝5駄）、不良桑園60貫（＝2駄弱）と述べており（同上、935頁）、この収葉量については秋蚕の流行に伴う桑園の荒廃を考慮するにせよ、明治初年の前記桑葉反収を下回る。『入間郡蚕糸業調査書』には、同郡の最も佳良な桑園でも1反歩15、6駄に過ぎないと記述しており（同上、934頁）、前述の明治6年の埼玉・足立・葛飾郡の桑畑反当り収葉量20駄は、かなり収葉量が高いことを示す。

既述の明治初年における高島村の桑葉産出高8,880駄は、反当り収葉量20駄として桑栽培面積を算出すると桑園44町4反歩となる。同面積は、高島村の全耕地85町歩弱の53%を占め、下畑面積に略等しく下畑の84%を占める。明治初年の高島村産出の普通農産物—大麦120石、小麦39石、大豆17.8石、小豆6.3石—の生産高は、耕地1等級の反当り収穫高2石1斗5升、3等級同2石、5等級同1石8斗5升、6等級同1石7斗5合、7等級同1石7斗（拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」『埼玉県史研究』第14号、1985年、5頁・第3表）という土地生産力からすると、下畑が大部分を占める高島村において上・中畑に下畑を加えた全耕地で上記普通農産物を生産したとすると、余りにも少なすぎることになる。従って、上・中畑では主に普通農産物（藍作を含む）を作り、穀物生産に適さない劣等地である字下中川原・上中川原を中心とする下畑は、主に桑園（桑畑間作を含む）として利用されていた可能性が極めて高い。

- (17) 正田家が所有する字向川原の耕地は、明治27年当時すべて畑荒地であり、向川原同様利根川の河原にある字下・上中川原は、洪水害に見舞われやすいことから、荒地化が常態化する危険性を孕んでいた。代表的な水害例としては、安政6年・明治31年・明治43年が記録に残る。実際に、正田家では明治27年において字上中川原には畑荒地3畝歩余、原野（4畝歩余）・池沼（8畝歩余）各1筆、字下中川原に原野4筆・2反歩余がある。正田家所有の原野・池沼・荒地面積の86%が、字上・下中川原に集中する。
- (18) 『明治四年辛未 確証記 十月吉日』（正田善蔵家文書）。以下同史料による。
- (19) 『明治九子年 金銀出入覚帳 第1月吉日』（正田家文書）。
- (20) 『明治17年改定 高島村地所持高一人別合計帳』中瀬村連合戸長役場。
- (21) 地租改正＝地押丈量によって、正田家の耕地が増加したか否かは不明である。地租改正の結果、埼玉県においては2万4千町歩余の土地増加となり、地種別には田地为1万9千町歩余、畑宅地2千7百町歩余、焼畑2千8百町歩余の増加と荒地畝下434町歩余の減少をみる。比率にして全体で15.7%増、畑宅地のみで2.5%の増加であった（吉本富男「埼玉県地租改正史おぼえがき」）『埼玉研究』創刊号、1957年、21頁・埼玉県地租改正反別一覧表参照）。高島村の耕宅地は、明治5年の84町5反2畝25歩、7年87町4反1畝28歩（地価36,648円7銭）から明治15年には114町6反2畝29歩（地価33,464円37銭4厘）に増加する。面積で30町歩前後、比率にして30%余の増加であるが、地価は逆に3千円余の減少と

なる。地租改正＝地押丈量の結果、税地の拡大が、下々畑増と土地等級の相対的下落として表われたと看做すことができよう。

- ㉒ 前掲『明治17年改定 高島村地所持高一人別合計帳』中瀬村連合戸長役場。
- ㉓ 『明治六年 判取帳 第八月 日』（正田熊次郎家文書）。予め耕地売却前の明治23年8月に村内において高利貸資本として土地集積を進める地主の1人に是迄の借入金を一本化し、この支払期限に合せて処分することになったのである。この一本化した借入金の利率は年1割5分で、これ以前の例えば中瀬村河田某よりの借入金利率は、2割1分の高率であった。借入金の一本化は、利率低下による負担軽減を目的としていたと考えられる。高金利と抵当地価とは連動しており、先の河田某には借入金50円の抵当地として畑3反4畝28歩（地価100円3銭2厘）、即ち借入金額の2倍に当る地価金の耕地を抵当として差し入れているのに対し、企業勃興期直後には借入金と略同額の地価金の耕地を抵当としていた。松方デフレ期に下落した土地価格が、企業勃興期を経て急速に騰貴していたことを窺わせる。
- ㉔ 正田家では熊次郎氏の死去（明治22年12月）に伴い、熊次郎氏から国太郎氏へ戸主が変更すると共に小作帳の記載方法が変わり、小作帳に「桑畑」の記帳が無くなる。このため地主仕立ての桑園と小作人仕立ての桑園との区別ができなくなる。
- ㉕ 正田家貸付地のうち、畑等級5等以上と6等の一部が物納小作地である。畑5等級を境に5等級以上の上・中畑の小作地が物納、6等級以下の下・下々畑の小作地が金納に略分れる。
- ㉖ 前掲拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」6頁・第4表参照。
- ㉗ 桑小作に関する研究は、十分な蓄積をみているとは到底いえないが、水田小作関係を基軸とし、桑小作関係を補充物とする地主制を山梨県を対象地に追究した中村政則氏は、山梨県においては明治20年代に全養蚕農民の60%が桑小作関係の下に編成替えられ、この桑小作関係の特質は地主仕立ての桑園にあり、地主の恣意的、一方的な小作慣行が成立していたという（中村政則「製糸業の展開と地主制」『社会経済史学』第32巻第5・6号、1967年、58頁）。中村氏は、地主仕立ての桑園小作について山梨県下3家の小作証書を紹介しているが、この3例をもって山梨県一般の桑園小作を代表しようとするのであれば、疑問が残る。地主仕立ての桑園よりも小作人仕立ての桑園の方が歴史的には古く、この桑園小作形態が消滅して、すべて地主仕立ての桑園小作に統一化していたのか不明である。小作人仕立ての桑園小作が残存（・混在）していたとすれば、山梨県における地主の各種制限（桑葉利用制限、作付制限等）や恣意的な土地引揚げ等について大きく異なってくるであろう。また松本 宏氏は、桑園小作は地主仕立てが普通であった指摘される（松本 宏「養蚕製糸地帯における地主経営の構造」永原慶二・中村政則・西田美昭・松本 宏『日本地主制の構成と段階』東京大学出版会、1972年、71頁）が、その根拠と推移が不明である。
- ㉘ 地番の明らかな金納小作地が大正4年に桑畑であった耕地片は、次の通りである。字下中川原1,258番畑1畝2歩、同1,267番畑1畝2歩、同1,347番畑8畝8歩、同1,405番畑1畝15歩、同1,435番畑5畝14歩、同1,473番畑4畝1歩、同1,617番畑1反1畝8歩、同1,619番畑1反27歩、同1,670番畑1反17歩、字上中川原1,128番畑6畝歩である。明治37年の金納小作地についてみると、上記以外に字下中川原1,337番畑6畝26歩、同1,441番畑3畝9歩、字上中川原1,112番畑5畝19歩である。大正4年に「川原」、「半川原」となっていた金納小作地は、字下中川原1,519番芝地6畝19歩、同1,520番芝地6畝21歩、字上中川原乙982番畑3畝18歩、同甲982番畑1畝26歩、同1,108番畑1反5畝28歩、同1,109番畑5畝23歩である。

- ㉔) 前掲拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」19頁。
- ㉕) 内閣統計局『昭和4年農業調査結果報告』東京統計協会、1930年、2～3頁・12～13頁より算出。
- ㉖) 「桑園小作法」(『北足立郡蚕糸業調査』・『南埼玉郡蚕糸業調査』各郡蚕病予防事務所、1907年)。桑園小作の少ない秩父郡では、小作人が小作地を借り受け、「自己ニ桑園ヲ仕立テ使用ス」る場合は「使用年限ヲ予約スルモノ」があるという。また小作料を随時に増加し、永年使用する場合は貨幣納(畑等級別)であった(前掲『埼玉県蚕糸業史』77～78頁)。
- ㉗) 石井寛治「座繰製糸業の発展過程」(『社会経済史学』第28巻第6号、1963年)31頁・第3表-IV参照。
- ㉘) 『横浜市史』資料編7、横浜市、1970年、93頁。
- ㉙) 零細耕作農民による普通畑小作地の拡大は、既に前年に生じていた。明治23年1月に小作契約を結んだ物納小作地は松方デフレ期を上回っており、それは一面において松方デフレ末期と同じ「現物経済」志向の現われであろう。即ち、前年8月頃から顕著となった金融逼迫と金利騰貴が年末になって一層強まり、翌23年1月には株式恐慌を引き起こして株価が暴落するという経済状況の下で、景気先行き警戒感を強めた零細耕作農民がとった経営行動と捉えることができよう。
- ㉚) 以下正田家の農業経営内容に関しては、前掲拙稿「蚕糸業経営の史的分析」による。

〔付 記〕

史料探訪にあたって、正田善衛氏(故人)に大変お世話になった。記して厚くお礼申し上げます。

〔編集後記〕

長年、戦前期の蚕糸業史分析に携わってこられた高梨所外研究員の研究の流れは、大きく二つに分けられます。一つは片倉や郡是といった大製糸資本の市場独占のプロセスを解明しようとするものであり、もう一つはその対極にある養蚕・製糸地帯の農民経営の実態、その経営をとりまく地域経済の変容などを明らかにしようとするものです。両サイドの研究に共通する特徴は、それぞれの個別経営史料を駆使して実証的にその実態に迫ろうとするところにあります。本稿は後者の研究の流れの一齣ですが、二つの地道な研究の流れが合流して大きく結実する 때가楽しみです。

(Te. K.)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (244)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 水 川 侑

製 作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
